

平成20年木更津市規則第39号

木更津市都市計画の提案に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条の2の規定による都市計画の決定又は変更の提案（以下「計画提案」という。）、法第21条の3の規定による計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があるかどうかの判断（以下「計画提案に対する判断」という。）その他都市計画の提案制度に関し、法、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(情報の提供等)

第2条 計画提案を行おうとするものは、市長に対し、法第21条の2第1項後段の規定（同条第2項後段の規定により準用する場合を含む。）による当該計画提案に係る都市計画の素案（第4条第2項を除き、以下「素案」という。）を作成するために必要な情報の提供及び技術的助言を求めることができる。

2 市長は、前項の規定による情報の提供及び技術的助言の求めがあったときは、計画提案を行おうとするものに対し、素案に係る都市計画の基本的な考え方、計画提案の手續その他素案を作成するために必要な情報の提供及び技術的助言を行うものとする。

(土地所有者等への説明)

第3条 計画提案を行おうとするものは、素案の対象となる土地の区域内の土地所有者等（法第21条の2第1項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。）その他当該計画提案において必要と認める者に対し、素案の内容について説明を行い、その理解を得るよう努めなければならない。

(提案書等)

第4条 省令第13条の4第1項に規定する提案書は、木更津都市計画の提案書（別記第1号様式）とする。

2 省令第13条の4第1項第1号に規定する都市計画の素案は、次に掲げる書類及び図面とする。

(1) 計画提案概要書（別記第2号様式）

(2) 計画提案に係る都市計画の種類、位置、区域その他の市が定める都市計画の案を作成する

ために必要な事項を縮尺25,000分の1の都市計画図に記した総括図

(3) 前号に規定する事項を縮尺2,500分の1の地形図に記した計画図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市が定める都市計画の案を作成するために必要な書類及び図面

3 省令第13条の4第1項第2号に規定する法第21条の2第3項第2号の同意を得たことを証する書類は、土地所有者等一覧表（別記第3号様式）及び土地所有者等の同意書（別記第4号様式）とする。

4 前項の同意書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 計画提案に係る区域の土地に係る次に掲げる書類

ア 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面

イ 登記事項証明書（作成後3月以内のものに限る。次号において同じ。）

(2) 計画提案に係る区域の土地に借地権（法第21条の2第1項に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有する者がいるときは、当該借地権の目的となっている土地に所有する建物の登記事項証明書（借地権の登記がされている場合を除く。）

5 省令第13条の4第1項第3号に規定する計画提案を行うことができる者であることを証する書類は、別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める書類とする。

6 市長は、計画提案に対する判断をするにあたり必要があると認めるときは、計画提案を行ったもの（以下「計画提案者」という。）に対し、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(1) 土地所有者等及び当該計画提案において必要と認める者への説明に関する調書（別記第5号様式）

(2) 土地所有者等及び当該計画提案において必要と認める者への説明資料

(3) 周辺環境への影響に関する調書（別記第6号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（計画提案に対する判断基準）

第5条 市長は、計画提案に対する判断を行うときは、次に掲げる事項を総合的に考慮して行うものとする。

(1) 素案の内容が、法第6条の2第1項の規定に基づく木更津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、法第18条の2第1項の規定に基づく市の都市計画に関する基本方

針その他の市のまちづくりに関する方針に即していること。

(2) 素案の内容が周辺環境への影響に配慮したものであること。

(3) 土地所有者等及び当該計画提案において必要と認める者への説明が十分に行われていること。

(計画提案者への通知)

第6条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を計画提案者に通知するものとする。

(1) 前条の規定による計画提案に対する判断を行ったとき 当該計画提案に対する判断の結果及びその理由

(2) 計画提案を踏まえて作成した都市計画の案を木更津市都市計画審議会条例（平成12年木更津市条例第10号）に基づき設置された木更津市都市計画審議会（以下「審議会」という。）に付議しようとするとき、又は法第21条の5第2項の規定により審議会の意見を聴こうとするとき 審議会の会議の日時及び場所並びに次条に規定する意見陳述の申し出に関する事項

(意見陳述の申し出)

第7条 計画提案者は、審議会に対し、前条第2号の規定により開催する審議会において、計画提案に対する判断について、口頭で意見を陳述することを申し出ることができる。この場合において、審議会は、その必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに可否を決し、又は意見を述べることができる。

2 前項の規定による意見陳述の申し出は、意見陳述申出書（別記第7号様式）によるものとする。

(計画提案等の公表)

第8条 市長は、計画提案があったときは、その概要、計画提案に対する判断その他必要と認める事項を公表するものとする。

(計画提案の取り下げ)

第9条 計画提案者が計画提案を取り下げようとするときは、計画提案取下届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、都市計画の提案制度に関し必要な事項は、市長が別に

定める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。